

【概要版】

守山市

子ども・子育て

応援プラン 2020

守山市子ども・子育て支援事業計画／守山市次世代育成
支援対策地域行動計画／守山市子どもの貧困対策計画



令和2年3月
守山市

1. 計画の概要

計画策定の目的、性格と位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める市町村計画であり、「市町村行動計画(次世代育成支援対策地域行動計画)」、「貧困対策計画」を一体的なものとして策定しています。
- 本計画は「第5次守山市総合計画」の部門別個別計画として位置づけられるとともに、市の関連計画等と整合・調和を図り策定しています。
- 本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学の子どもの教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の具体的な取組を示すものです。
- 市民をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、企業、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

計画の対象と期間

- 本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。
- 子育て支援を行政と連携・協力して担う、企業、地域住民・団体等も対象になります。
- 本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業や内容を見直すこともあります。
- 計画の最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて全面的に見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

子ども・子育て支援制度

【新制度のねらい】

- 質の高い就学前の教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

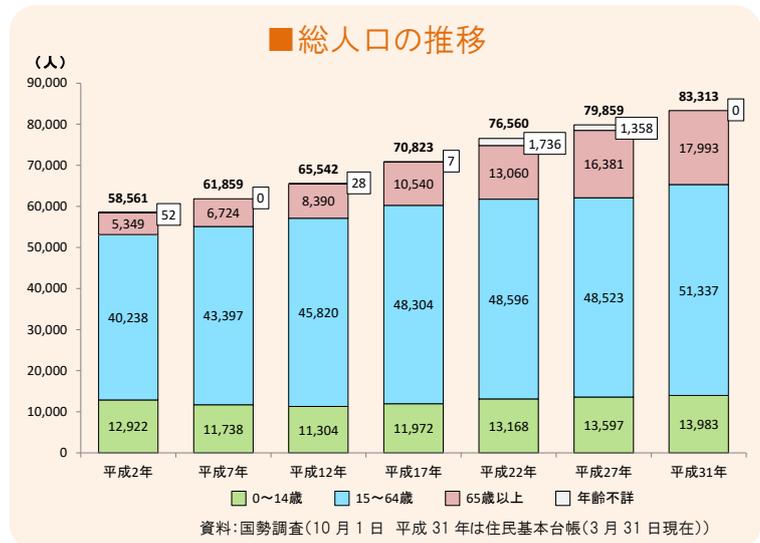
【主な取組内容】

- 保育の必要な0～2歳の子どもには、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業にも給付措置を行うことにより、量的拡大・確保につなげ、待機児童問題の解消を図ります。
- 3～5歳の子どもには、就学前の教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」の普及促進を図るため、制度を改善し、質の高い就学前の教育・保育の提供を図ります。
- 保育の必要な子どもがいる家庭だけでなく、地域のニーズを踏まえた子育て支援の充実を総合的に推進します。

2. 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

人口の推移

- 平成2年以降の人口の推移は、増加の一途をたどり、平成2年の58,561人が平成27年には79,859人となり、25年間で1.36倍となっています。
- 0歳～14歳の年少人口は、平成12年まで減少傾向にありましたが、その後は増加に転じ、平成27年は13,597人となっています。



家庭を取り巻く現状

- 守山市の出生数は、平成19年以降は900人を超え、増減しながらも増加傾向にありましたが、平成25年には減少傾向を示し、平成29年で813人となっています。合計特殊出生率は、国および滋賀県の水準を上回り推移しています。
- 平成2年以降の女性の労働力人口および就業者数はともに増加を続け、平成27年にはそれぞれ16,994人、16,535人となっています。
- 守山市の女性の年齢5歳階級別労働力率の推移では、M字カーブは緩やかになってきています。
- 子どもの居る世帯は、3世代世帯は減少し、核家族化が進展しています。
- 障害のある児童数、ひとり親世帯数は横ばい傾向が続いています。

計画策定における主要な課題

- 今後の開発・転入動向等による人口動向を踏まえた教育・保育事業の推進
- 多様な就労形態に応じた保育事業や教育保育内容の充実
- 待機児童の解消(保育所等整備、保育士等の人材確保など、ハード・ソフト両面の充実)
- 家庭、地域住民や地域団体、関係機関等が連携し、子どもの安全確保の取り組み
- 放課後児童クラブの受入体制などの充実
- 男女が仕事と子育て等の家庭生活やボランティア活動等の地域生活の両立
- 就労支援や生活全般の相談支援、子どもへの学習支援など、総合的なひとり親支援対策
- 子どもの貧困対策の多面的な支援施策の展開

3. 計画の基本的な考え方

基本理念

親子の笑顔が輝くまちづくり

～ 地域の「わ」で親子の笑顔をつなぐ守山 ～

計画推進の基本的視点

子どもの最善の利益のため、こどもの育ち連携のもと部局横断的に連携し各施策・事業を推進

- ①子どもの幸せと笑顔のあふれるまちづくり
- ②守山の次代を担う人づくり
- ③子育て家庭に寄り添うあたたかい地域づくり
- ④多様な子育て支援ニーズへの対応
- ⑤待機児童ゼロの実現～保育所、放課後児童クラブの充実～
- ⑥仕事と家庭・地域生活の調和の推進
- ⑦妊娠前から学齢期まで切れ目のない支援
- ⑧子どもの貧困対策の推進

社会全体で 子育てを支える ネットワークづくり

- (1)子育てを支援する
取組の展開
- (2)子育てに関する相談
支援・情報提供の
充実

- ①子育て家庭の意識・教育力の向上
- ②次代の親を育む支援の充実
- ③地域ぐるみの子育て意識の向上
- ①乳幼児期における子育て相談事業の充実
- ②就学期における相談事業の充実
- ③子育てに関する情報提供の充実

愛情と ゆとりある家庭を 育む環境づくり

- (1)仕事と生活の調和
の実現
- (2)ゆとりと豊かさ
を感じられる住環境
の整備
- (3)子育て家庭の
経済的負担の軽減

- ①子育てしやすい就労環境づくり
- ②子育てへの男女共同参画の推進
- ①住宅対策の促進
- ②ライフスタイルに応じた公共賃貸住宅の供給
- ①乳幼児期における経済的負担の軽減
- ②就学期における経済的負担の軽減
- ③その他支援が必要な家庭の経済的負担の軽減

のびのびと遊び 行動できる 地域づくり

- (1)子どもの遊び場
環境の整備
- (2)子どもと子育てに
配慮したまちづくり
- (3)子どもに安全な
環境づくり

- ①児童館活動の推進
- ②公園等の身近な遊び場の確保・充実
- ①快適に外出できる環境の整備
- ②青少年を取り巻く環境浄化・健全育成の推進
- ①交通安全教育の推進
- ②安全な通園・通学路の確保
- ③防犯体制の強化

健やかな育ちを 支援する保健・ 医療・福祉の充実

- (1)親と子の健康の確保
- (2)障害児や
長期療養児の
療育体制等の充実
- (3)要保護児童とその
家族への支援の充実
- (4)ひとり親家庭への
支援の充実

- ①健やかな妊娠・出産を支えるサービスの充実
- ②子どもの健やかな成長と親の健康づくりの支援
- ③食育の推進
- ④小児医療体制の充実
- ⑤思春期保健対策の推進
- ①障害の早期発見や疾病予防の推進
- ②障害児への支援の充実
- ③障害児の教育・早期療育環境の充実
- ①問題の発生予防、早期発見体制の充実
- ②養育支援を必要とする家庭への援助
- ①生活の自立を図る支援の充実
- ②ひとり親家庭に対する相談援助体制の充実

夢を持って心豊か に育つことのできる 教育・保育の充実

- (1)あすの守山を担う
子どもを育てる
学校教育・就学前
教育の推進
- (2)利用しやすい保育
事業の充実
- (3)放課後等の子どもの
健全な育成の推進
- (4)多様な体験活動の
機会や場の充実

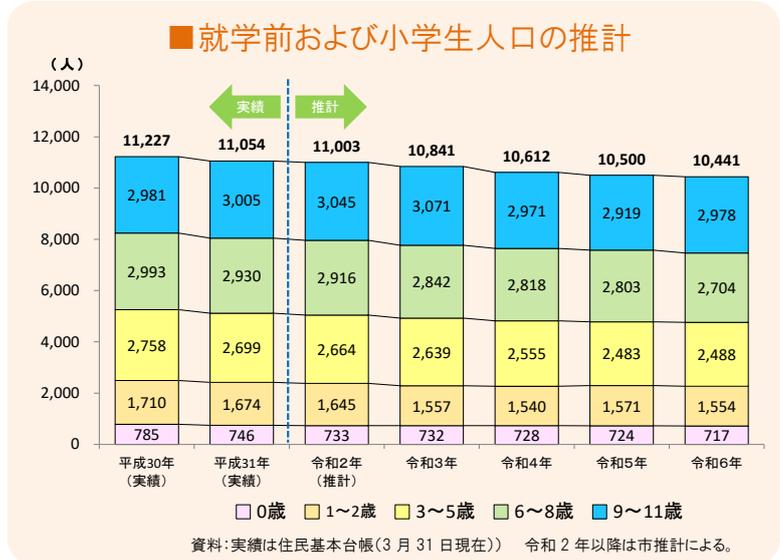
- ①たくましく生きる力を培う教育の推進
- ②いのち・人権を大切にする教育・保育の推進
- ③地域に開かれた学校・幼稚園・保育所づくりの推進
- ①利用しやすい保育所づくりの推進
- ②多様な保育ニーズへの対応
- ③保育内容の充実と人材の育成
- ①児童館活動の充実
- ②放課後児童クラブの推進
- ①ボランティア活動の推進
- ②地域における体験活動・環境学習の推進
- ③国内外交流活動の推進

こどもの育ち連携（新・守山版ネウボラ創造プロジェクト）

4. 事業の見込量と確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）

将来の子どもの人口推計

- 総人口は、平成31年83,313人から令和6年では85,550人と増加します。
- 子ども人口(0～17歳)は、平成31年16,894人から令和6年では16,462人と微減します。
- 就学前人口は、平成31年5,119人から令和6年では4,759人と減少します。
- 就学人口(小学生6～11歳)は、平成31年5,935人から令和6年では5,682人と微減します。



教育・保育提供区域の設定

- 子ども・子育て支援事業計画では、幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育事業や、地域子ども・子育て支援事業について、「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとに「見込量」と「確保方策」および実施時期を設定することになっています。
- 認定区分(1号、2号、3号)ごとの教育・保育提供区域など、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。

1号認定:3～5歳 教育を希望	⇒ 幼稚園、認定こども園
2号認定:3～5歳 保育を希望(保育の必要性認定)	⇒ 保育園、認定こども園
3号認定:0～2歳 保育を希望(保育の必要性認定)	⇒ 保育園、認定こども園、地域型保育

- 地域子ども・子育て支援事業(区域設定の必要な11事業)のうち放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の提供区域は「小学校区」とし、その他の事業は「市内全域」の1区域とします。



乳幼児期の教育・保育 の見込量と確保方策

■ 幼稚園、認定こども園(短時部)(3～5歳児)の見込量と確保方策

認定区分		実績	計画期間				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
3～5歳児 (1号認定)	見込量(人)	1,351	1,323	1,266	1,149	1,046	1,019
	確保量(人)	1,915	1,890	1,905	1,905	1,905	1,905

- 若鮎保育園の認定こども園化による定員15人増(令和3年度)
- 各小学校区の子どもの人口、就園率等に留意しつつ、各年度の見込量に対しては、すべて既存の幼稚園および認定こども園での確保を基本とします。

■ 保育所、認定こども園(長時部)等 0～2歳児(3号認定)の見込量と確保方策

認定区分		実績	計画期間				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳児 (3号認定)	見込量(人)	110	118	128	138	147	156
	確保量(人)	149	154	154	154	154	(156)
1・2歳児 (3号認定)	見込量(人)	790	812	834	856	878	898
	確保量(人)	811	836	836	(856)	(878)	(898)

- 0歳児、1・2歳児ともに利用児童数の増加が見込まれ、1・2歳児については令和4年度から見込量が施設の受け入れ可能人数を超過することから、小規模保育事業等の保育施設の新設等により定員の拡大を図ります。また、施設の受け入れ可能人数を最大限活用するために、保育士等の人材確保を図ります。

■ 保育所、認定こども園(長時部) 3～5歳児(2号認定)の見込量と確保方策

認定区分		実績	計画期間				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
3～5歳児 (2号認定)	見込量(人)	1,289	1,322	1,355	1,388	1,421	1,452
	確保量(人)	1,382	1,472	1,472	1,472	1,472	1,472

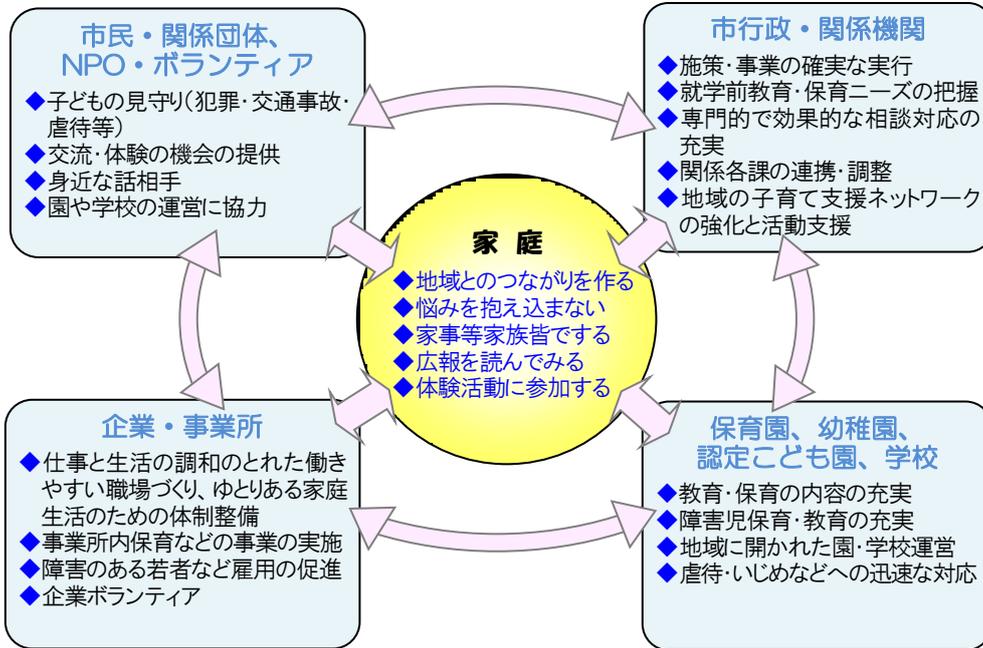
- 各年度の見込量について、施設の受け入れ可能人数の範囲内であるものの、就学前教育のニーズから保育のニーズへの転換により利用児童の増加が見込まれるため、今後のニーズの動向により、必要に応じて幼稚園の預かり保育の拡充または認定こども園化、さらには、地域バランスを配慮する中で新設園の整備等により定員を確保します。また、施設の受け入れ可能人数を最大限活用するために、保育士等の人材確保を図ります。
- 幼稚園の預かり保育については、子育て支援としての実施に加え、保育の受け皿としても活用を図ります。

地域子ども・子育て支援
事業の見込量と確保方策

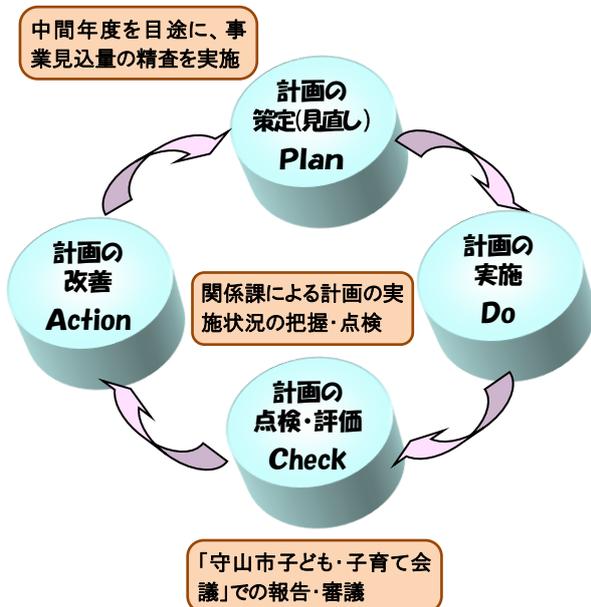
事業	事業の内容		令和6年度(計画終了年度)	
			見込量	確保量
①利用者支援事業 (カ所数)	教育・保育や子育て支援サービスなどの情報提供や相談・助言を行う事業		1カ所	1カ所
②時間外(延長)保育事業 (利用実人数・施設数)	通常の利用時間以外の時間において保育を行う事業		1,000人 29カ所	1,000人 29カ所
③放課後児童健全育成事業 (登録児童数・施設数)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後過ごす場を提供する事業		1,673人 16カ所	1,673人 16カ所
④子育て短期支援事業 (延利用人数・施設数)	保護者の疾病・出産・看護・事故等で子どもの養育が困難になった場合、子どもを一時預かる事業		50人日 2カ所	50人日 2カ所
⑤乳児家庭全戸訪問事業 (訪問数)	生後4カ月までの乳児のいる家庭を民生委員児童委員(主任児童委員)が訪問する事業		717人	717人
⑥-1 養育支援訪問事業 (訪問数)	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業		120人	120人
⑥-2 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	要保護児童および家庭への支援等対応の充実を図るための会議の開催等		14回	14回
⑦地域子育て支援拠点事業 (延利用人数・施設数)	在宅で子育てをする家庭の育児相談や遊びの場を提供する事業		43,000人日 2カ所	43,000人日 2カ所
⑧一時預かり事業 (延利用人数)	幼稚園、保育所等において、子どもを一時的に預かる事業	預かり保育:在園児	16,000人日	16,000人日
		保育所での一時保育:在園児以外	6,000人日	6,000人日
⑨病児・病後児保育事業 (延利用人数)	体調不良や病気回復期の子どもを一時的に保育する事業		1,800人日	1,800人日
⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (延利用人数・会員数)	育児について住民相互に助け合う事業		2,050人日 1,050人	2,050人日 1,050人
⑪妊婦健康診査事業(受診者数・受診券発行者数)	妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券を発行する事業		8,743人回 711人	8,743人回 711人
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 (助成件数)	幼稚園や保育園・認定こども園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等や副食費の実費徴収に係る助成を行う事業		10件	10件
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (巡回指導員人数・施設数)	多様な事業者の教育・保育施設等への新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育等の提供体制の確保を図る事業	巡回支援	1人	1人
		特別支援教育・保育経費	4カ所	4カ所

5. 計画の推進

計画の推進体制



計画の進行管理



- 本計画(Plan)を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施(Do)状況の把握・点検(Check)を行うとともに、「守山市子ども・子育て会議」での報告・審議を行います。
- また、おおむね計画期間の中間年度を目途に、事業見込量等の精査を行い、確保方策等に係る計画の見直し・改善(Action)を行うこととします。

